

すこやかプラン・川越－川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画－（概要）について

資料1-1

令和6年（2024年）5月27日
第1回川越市介護保険事業計画等審議会

1 計画策定の必要性

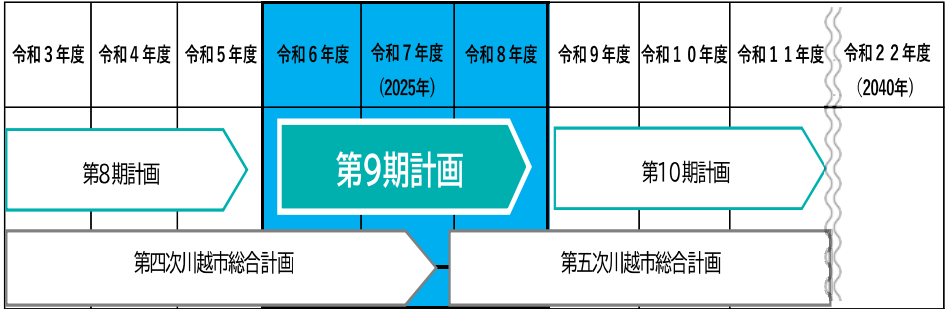
令和5年度をもって「すこやかプラン・川越－川越市高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画－」の計画期間が満了となるため、本市の高齢者施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図るために「すこやかプラン・川越－川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画－」を策定する必要があります。

3 計画期間

すこやかプラン・川越－川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画－

令和6年度から令和8年度まで（3年間）

本計画は介護保険法第117条第1項に基づき3か年の計画となります。また、団塊世代が75歳以上となる2025年（令和7年）及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）の推計人口等から導かれる介護需要を踏まえ、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることが、国が定める基本的な指針に位置づけられています。



4 計画の策定体制とスケジュール

《策定体制》

川越市介護保険事業計画等審議会（学識経験者、保健、医療、福祉の関係者、市民の代表者等）

すこやかプラン・川越検討委員会（福祉部長、関係各課の所属長）

すこやかプラン・川越検討部会（関係各課の担当者）

《策定経過》

・令和3年5月～令和6年1月	川越市介護保険事業計画等審議会	14回開催
・令和4年7月～令和6年1月	すこやかプラン・川越検討委員会	8回開催
・令和4年7月～令和5年10月	すこやかプラン・川越検討部会	4回開催
・令和4年6月～令和5年2月	計画策定のための各種調査等を実施	
・令和5年7月	すこやかプラン・川越の策定について市長から審議会へ諮問	
・令和5年11月	すこやかプラン・川越（案）及び意見公募手続の実施について庁議に付議	
・令和5年12月6日～令和6年1月4日（30日間）	すこやかプラン・川越（案）の意見公募手続の実施	
・令和6年2月6日	すこやかプラン・川越（案）について審議会から市長へ答申	
・令和6年3月	すこやかプラン・川越策定（市長決裁）	

2 計画の性格

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づき、高齢者の福祉事業の供給体制の確保に関する計画です。

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画です。計画の策定にあたり、国の基本指針を踏まえる必要があります。

この二つの法律により、両計画の一体的な策定が規定されています。

5 計画の概要

《計画の名称》

すこやかプラン・川越－川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画－

《計画の構成》

第1章 計画の策定にあたって 第2章 高齢者を取り巻く状況等 第3章 計画の基本的事項

第4章 具体的な施策の展開 第5章 介護保険給付・事業費等の見込み 第6章 計画の円滑な推進のために

1 基本理念

豊かな歴史・文化にはぐくまれながら、一人ひとりにふさわしく、いきいきと充実した生活を送れるまちの実現

2 基本方針

住み慣れた地域で、見守りながら、支え合いながら、^{けんこう}「健幸（※）」で安心して暮らせるまちの実現をめざします

※「健幸」とは、身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れることを意味する言葉（造語）で、近年、「健幸社会」「健幸都市」づくりに向けて活動をしている自治体もあります。

3 施策の柱	施策の方向性
Ⅰ 生涯にわたる健幸づくりの推進	(1) 生きがいをもっていきいきと生活できている
	(2) 健康を維持できている
	(3) 再び元気な生活を取り戻すことができている
Ⅱ 認知症にやさしいまちづくりの推進	(1) 認知症の人とその家族が不安なく生活できている
	(2) 認知症に関する気づき・早期発見・早期対応ができている
	(3) 認知症になっても自分らしく暮らしていく備えができている
Ⅲ 地域の協力体制の強化	(1) 地域で支え合いながら不安なく生活できている
	(2) 本人が困ったときに身近なところで声を発信できている
	(3) 地域包括支援センターの機能が強化されている
	(4) 医療や介護が必要なときに適時・適切なサービスを受けることができている
Ⅳ 安全・安心な在宅生活の確保	(1) 本人が望む住まい方を選択できている
	(2) 権利が擁護され尊厳のある本人らしい生活ができている
	(3) さまざまなニーズに応じた日常生活の支援を受けることができている
	(4) 必要なサービスが必要なときに利用できるように介護サービスの基盤が整っている
	(5) 災害や感染症が発生しても高齢者が必要な支援・サービスを受けることができている
Ⅴ 持続可能な介護サービス提供の推進	(1) 本人を主体としたサービスが提供できている
	(2) 業務負担軽減および介護人材の確保ができている
	(3) 所得に関わらず利用できるように各種軽減制度が周知できている
	(4) 適切な介護保険制度の運営ができている

4 介護保険給付・事業量等の見込み

- (1) 要介護（要支援）認定者数の将来推計
- (2) 介護サービスの見込量
- (3) 施設福祉サービスの見込量
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業等の見込量
- (5) 標準給付費等の見込額
- (6) 介護保険制度の財源内訳
- (7) 第1号被保険者の保険料